

伊勢平野中央地区  
環境配慮計画（案）検討その他業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考																				
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における環境調査及びその結果を基に環境配慮計画（案）の作成等を行うものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="501 1384 1350 1924"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設－建設環境</td> </tr> <tr> <td>環境－全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設 環境</td> <td>建設環境 全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設環境</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設－建設環境	環境－全ての選択科目	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設 環境	建設環境 全ての選択科目	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木		建設環境		
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																				
		建設－建設環境																				
		環境－全ての選択科目																				
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																				
	建設 環境	建設環境 全ての選択科目																				
博士	農学																					
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木																					
	建設環境																					

項 目	内 容	備 考														
(担当技術者) 第 1 - 7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1 - 8 条	共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。															
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載する。															
	なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。															
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1 - 9 条	受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (作業条件)																
第 2 - 1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。															
	(1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。															
	(2) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。															
	(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。															
(参考図書) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2 - 1 条によるほか次の図書とする。															
	<table border="1" data-bbox="501 1025 1347 1868"> <thead> <tr> <th data-bbox="501 1025 1115 1066">名 称</th> <th data-bbox="1115 1025 1347 1066">発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1066 1115 1133">農業農村整備事業計画作成便覧</td> <td data-bbox="1115 1066 1347 1133">農業農村整備事業計画研究会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1133 1115 1200">環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td> <td data-bbox="1115 1133 1347 1200">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1200 1115 1267">環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td> <td data-bbox="1115 1200 1347 1267">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1267 1115 1335">農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td> <td data-bbox="1115 1267 1347 1335">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1335 1115 1402">農村における景観配慮の技術マニュアル</td> <td data-bbox="1115 1335 1347 1402">農林水産省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1402 1115 1469">農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td> <td data-bbox="1115 1402 1347 1469">農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省	
名 称	発行所															
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会															
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省															
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省															
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省															
農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省															
農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省															

項 目	内 容	備 考																					
(貸与資料) 第 2 - 3 条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 331 1343 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 331 699 376">分 類</th> <th data-bbox="699 331 1216 376">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1216 331 1343 376">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 376 699 450">報告書</td> <td data-bbox="699 376 1216 450">平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務</td> <td data-bbox="1216 376 1343 450">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 450 1216 524">平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務</td> <td data-bbox="1216 450 1343 524">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 524 1216 598">令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務</td> <td data-bbox="1216 524 1343 598">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 598 1216 672">令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務</td> <td data-bbox="1216 598 1343 672">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 672 1216 745">令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務</td> <td data-bbox="1216 672 1343 745">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="699 745 1216 801">令和 7 年度 伊勢平野中央地区 環境配慮計画 (案) 検討等業務</td> <td data-bbox="1216 745 1343 801">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式		平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式		令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式		令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務	1 式		令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式		令和 7 年度 伊勢平野中央地区 環境配慮計画 (案) 検討等業務	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																					
報告書	平成 23 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式																					
	平成 24 年度 中勢用水地区 生態系調査業務	1 式																					
	令和元年度 伊勢平野中央地区 事業効果等検討業務	1 式																					
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 生態系補足調査等業務	1 式																					
	令和 6 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム等施設計画検討業務	1 式																					
	令和 7 年度 伊勢平野中央地区 環境配慮計画 (案) 検討等業務	1 式																					
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p>																						
(関連業務) 第 2 - 5 条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="507 1451 1343 1594"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1451 603 1496">番号</th> <th data-bbox="603 1451 1040 1496">業務名</th> <th data-bbox="1040 1451 1343 1496">業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1496 603 1594">1</td> <td data-bbox="603 1496 1040 1594">伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)</td> <td data-bbox="1040 1496 1343 1594">令和 8 年 5 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)	令和 8 年 5 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)																
番号	業務名	業務実施期間																					
1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務 (仮称)	令和 8 年 5 月～ 令和 9 年 3 月 (予定)																					
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条  (作業の留意点) 第 3 - 2 条	<p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p>																						

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>(3) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 別紙1「作業項目内訳表」2. 環境調査のうち、生態系調査については、必要に応じて特別採捕許可申請書等を作成し、三重県の許可を得てから調査を行わなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（春夏季調査結果の整理段階） 第3回 中間打合せ（秋季調査結果の整理段階） 第4回 中間打合せ（環境配慮計画（案）の整理段階） 第5回 中間打合せ（地区環境検討会開催前段階） 最終回 報告書取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物を設計業務共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部 (2) 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎）</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関との協議等により業務計画に変更が生じた場合 (7) その他</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務スライドの試 行) 第6-2条</p> <p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	当初数量	業務区分
1. 事前準備			
1-1. 資料の検討	貸与資料等を整理・把握し、必要となる既存資料を収集・整理する。	1 式	設計
1-2. 現地踏査	過年度作成した環境調査計画を基に、生態系調査を行う対象地点について現地踏査を行い、現地の状況等を把握する。	1 式	設計
2. 環境調査			
2-1. 土砂搬出先候補地1について	別添調査対象位置図に示す土砂搬出先候補地1について、以下の作業を行う。		
2-1-1. 生態系調査	過年度作成した環境調査計画を基に、別紙2で示す調査項目、調査地点、調査時期及び調査方法で実施する。	1 式	設計
2-1-2. 生態系調査の取りまとめ	2-1-1.の生態系調査に係る調査結果の取りまとめを行う。なお、取りまとめは、過年度に行った秋冬調査と合わせて取りまとめる。	1 式	設計
2-1-3. 景観調査の取りまとめ	発注者が撮影する景観の写真の取りまとめを行い、地点の景観構成要素とデザインコード*を取りまとめる。なお、取りまとめは過年度に行った秋冬調査と合わせて取りまとめる。	1 式	設計
2-2. 土砂搬出先候補地2について	別添調査対象位置図に示す土砂搬出先候補地2について、以下の作業を行う。		
2-2-1. 生態系調査	過年度作成した環境調査計画を基に、別紙3で示す調査項目、調査地点、調査時期及び調査方法で実施する。	1 式	設計
2-2-2. 生態系調査の取りまとめ	2-2-1.の生態系調査に係る調査結果の取りまとめを行う。	1 式	設計
2-2-3. 景観調査の取りまとめ	発注者が撮影する景観の写真の取りまとめを行う。景観の写真を地点ごとに整理し、地点の景観構成要素とデザインコード*を取りまとめる。	1 式	設計
2-2-4. 水質調査	別紙4で示す調査項目について、別紙3の両生類調査で行う環境DNA調査と同様の調査地点、調査時期で実施し、結果を記録する。	1 式	設計
2-3. 土砂搬出先候補地3について	別添調査対象位置図に示す土砂搬出先候補地3について、以下の作業を行う。		
2-3-1. 生態系調査	過年度作成した環境調査計画を基に、別紙3で示す調査項目、調査地点、調査時期及び調査方法で実施する。	1 式	設計
2-3-2. 生態系調査の取りまとめ	2-3-1.の生態系調査に係る調査結果の取りまとめを行う。	1 式	設計

作業項目	作業内容	当初数量	業務区分
2-3-3. 景観調査の取りまとめ	発注者が撮影する景観の写真の取りまとめを行う。景観の写真を地点ごとに整理し、地点の景観構成要素とデザインコード*を取りまとめる。	1 式	設計
2-4. 安濃ダムについて	別添調査対象位置図に示す安濃ダムについて、発注者が撮影した景観の写真の取りまとめを行う。景観の写真を地点ごとに整理し、地点の景観構成要素とデザインコード*を取りまとめる。	1 式	設計
3. 地区環境検討会の運営補助	発注者が業務履行期間内に 1 回開催する地区環境検討会の運営補助を行う。 なお、作業内容は、有識者 4 名への事前説明、会議資料の作成・印刷及び議事録・議事概要の作成を想定している。 また、地区環境検討会に出席する有識者及び地域代表者計 5 名への謝金の支払いを行う。	1 式	設計
4. 環境配慮計画（案）の作成	過年度に作成した環境配慮計画の素案を基に、2. の調査結果や、発注者が収集する環境に関する最新の資料等で内容を更新し、環境配慮計画（案）を作成する。	1 式	設計
5. 環境調査情報登録データの取りまとめ	2. で行った生態系調査の結果等について、別紙 5-1 及び別紙 5-2 に取りまとめる。	1 式	設計
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	設計

※：デザインコードの定義は、「農村における景観配慮の技術マニュアル」の「第 2 部第 1 章 農村景観におけるデザインコードの考え方」を参照。

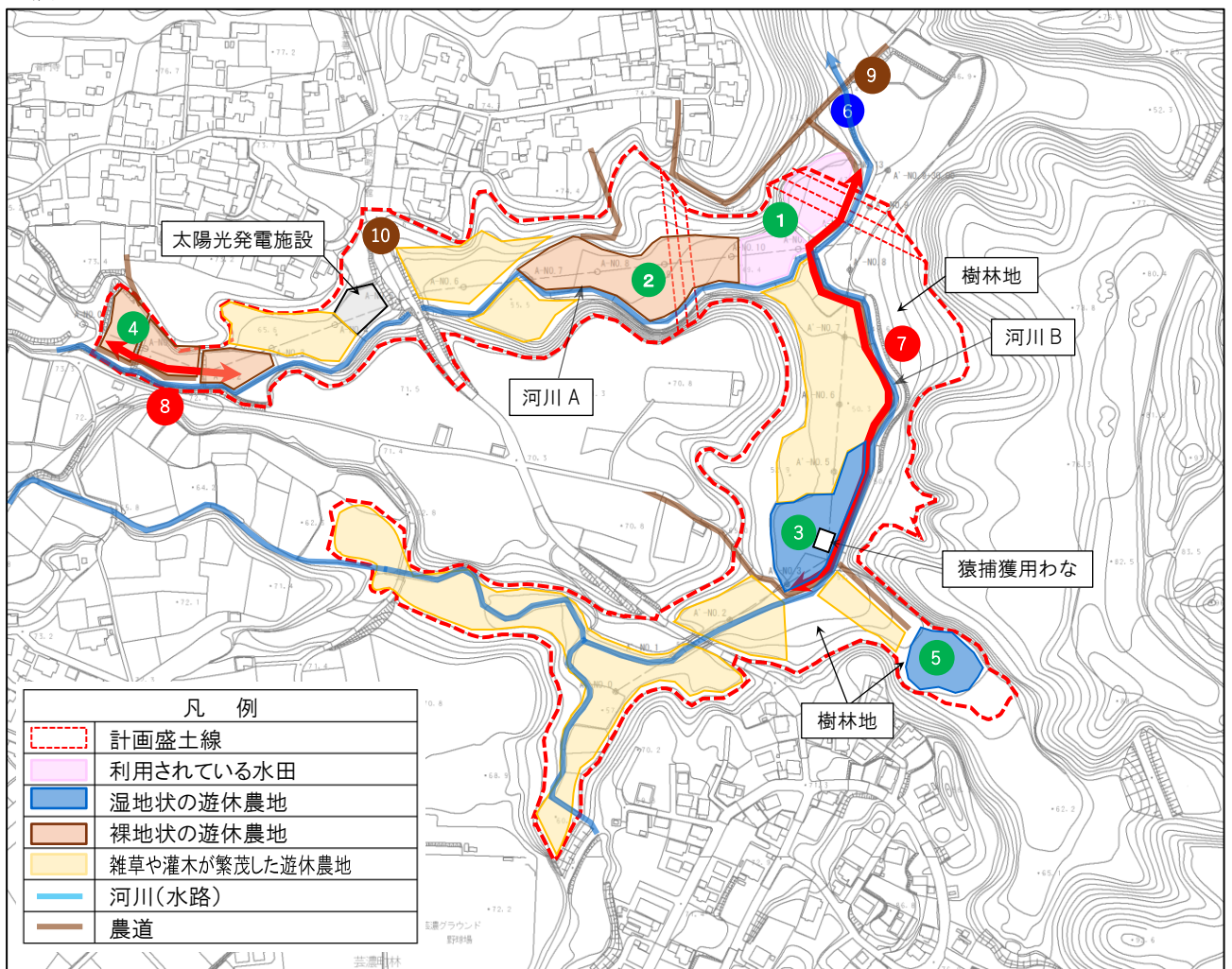
(参考URL：[https://www.maff.go.jp/j/nousin/keityo/kankyo/keikan\\_manual.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/keityo/kankyo/keikan_manual.html))

別紙2 生態系現地調査の調査項目等（土砂搬出先候補地1）





・調査項目、調査時期、調査回数

調査項目	かんがい期					非かんがい期							R8 調査 回数	
	春季		夏季			秋季			冬季					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
両生類 ほ乳類	■		■			R7調査済							1回	
鳥類	一般鳥類	■			R7調査済									1回
	猛禽類	■	■	R7調査済									2回	
魚類・底生生物	■					R7調査済							1回	
昆虫類	陸生昆虫類	■		■			R7調査済							2回
	水生昆虫類	■			R7調査済									1回
植物	■					R7調査済							1回	

・調査地点



・調査地点の概要

地点番号	両生類・は虫類・ほ乳類		鳥類		魚類・底生生物	昆虫類		植物	概要	写真
	一般鳥類	猛禽類	陸生昆虫	水生昆虫						
①	●				●	●	●	●	水田として利用されているほ場 ほ場内、畦畔、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査	
②	●					●		●	雑草や灌木が繁茂する荒廃農地でアクセス可能なほ場 ほ場内、ほ場周辺を調査	
③	●	●			●	●	●	●	湿地状の荒廃農地 ほ場内、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査 有識者から、ヒクイナが生息する可能性があるとの助言を受けているため、留意して調査する。	
④	●					●		●	裸地状の荒廃農地 ほ場内、ほ場に面する水路、ほ場周辺を調査	
⑤	●					●		●	安全にアクセスできる斜面林 樹林地内を調査	
⑥					●				盛土区域を流れる河川の最下流部 河川内を調査	
⑦	●	●				●		●	盛土区域東側のほ場と河川沿いの農道 農道を歩きながら確認できる生物を調査 有識者から、農道沿いの河川についてトウカイヨシノボリが生息する可能性があるとの助言を受けているため、上流域を確認し生息が考えられる地点でタモ網等による調査を行う。	
⑧	●	●				●		●	盛土区域西側のほ場と水路沿いの農道 農道を歩きながら確認できる生物を調査	
⑨		●	●						東側から盛土区域の上空を見渡せる地点 猛禽類調査の定点とする 猛禽類とあわせて一般鳥類を確認する	
⑩		●	●						中央から盛土区域の上空を見渡せる地点 猛禽類調査の定点とする 猛禽類とあわせて一般鳥類を確認する	

・ 調査手法

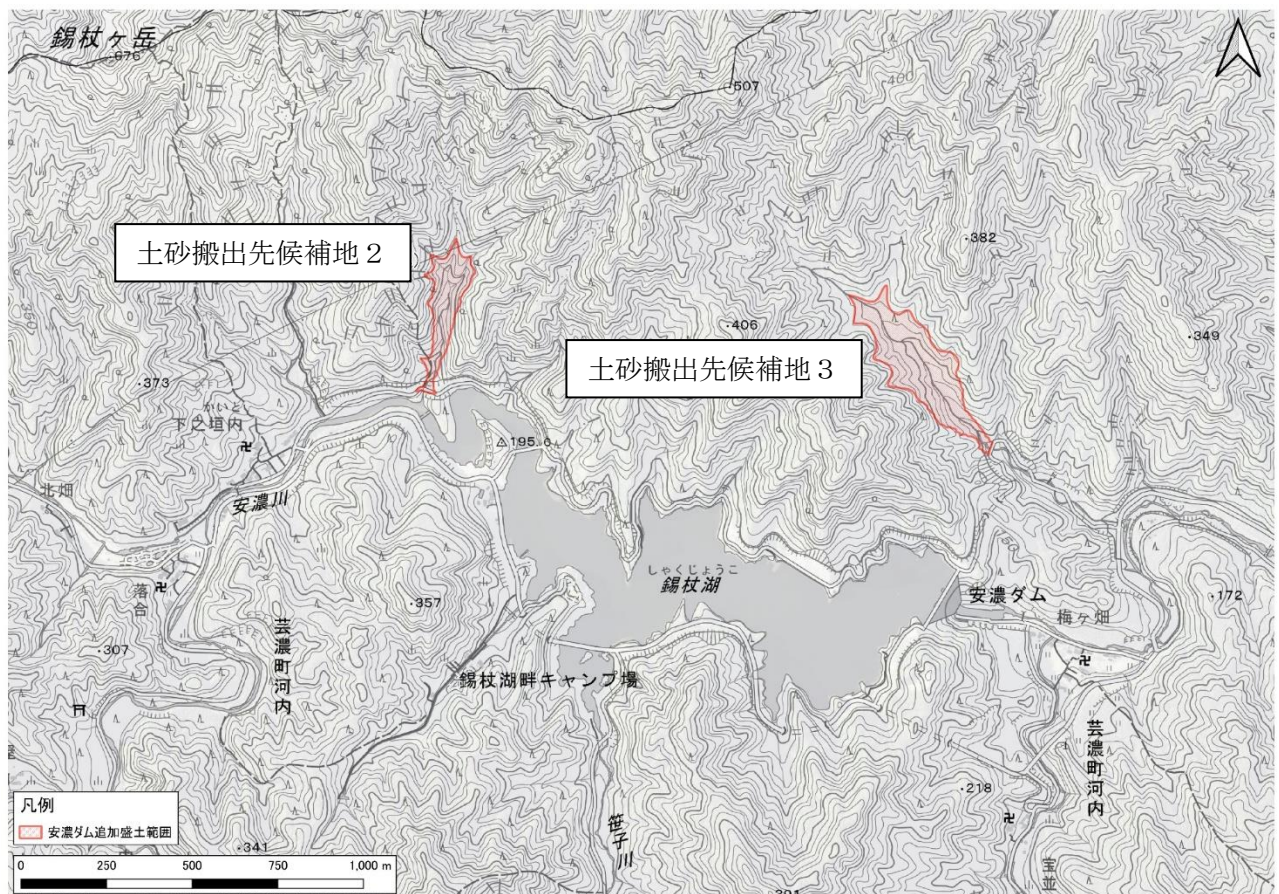
調査項目	調査手法	調査地点
両生類 は虫類	◇定点調査 調査ほ場内や周辺でタモ網による採捕、目視、痕跡等を等で確認した種名を記録する。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定したライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。鳴き声等から種を推定する。	⑦⑧
ほ乳類	◇定点調査 調査ほ場内や周辺で目視、痕跡等を等で確認した種名を記録する。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定したライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。	⑦⑧
鳥類 (一般)	◇ライン調査 鳥類の鳴き声を多く確認できる早朝から午前中に、設定したライン上をゆっくりと歩行し、姿や鳴き声を確認した種名を記録する。	⑦⑧
	◇定点調査 定点から観察を行い、姿や鳴き声を確認した種名を記録する。 有識者から、湿地環境で見られるヒクイナの生息が確認される可能性がある と助言を受けているため、留意して調査する。	③ ⑨⑩
鳥類 (猛禽類)	◇定点調査 双眼鏡や望遠鏡を用いて定点から観察を行い、必要に応じて適宜移動して観察する。	⑨⑩
魚類 底生生物	◇定点調査 調査範囲で、タモ網等により採捕した種や目視で確認した種名と個体数を記録する。 トウカイヨシノボリ（環境省NT、三重県CR）が確認される可能性がある。減少要因として交雑があるため、トウカイヨシノボリらしき個体が採捕された場合にはDNA鑑定を行う。	①③⑥
昆虫類 (水生)	◇定点調査 調査ほ場内や周辺でタモ網による採捕、目視等で確認した種名を記録する。	①③
昆虫類 (陸生)	◇定点調査 調査ほ場内や周辺で捕虫網を用いて採集する。見つけ採り（個体を直接見つけて捕まえる）や、スウィーピング法（草木を捕虫網で薙ぎ払うようにして草木上の個体を掬い取る）やビーティング法（木の枝や草を叩いて落下する個体を捕まえる）等の方法を用いる。	①②③ ④⑤
	◇ライン調査 設定したライン上をゆっくりと歩行し、目撃や採捕、痕跡等により確認した生物の種名を記録する。鳴き声等から種を推定する。	⑦⑧
植 物	◇任意調査法 調査ほ場内や周辺、定められたライン上を広く踏査し、目視により確認した種名を記録する。 有識者から、谷地田周辺に生育するスズサイコや湿地に生育するノハナシヨウブ等が確認される可能性がある と助言を受けているため、留意して調査する。	①②③④⑤ ⑦⑧

別紙3 生態系現地調査の調査項目等（土砂搬出先候補地2及び3）

・調査項目、調査時期、調査回数

調査項目	かんがい期						非かんがい期						調査回数
	春季		夏季			秋季			冬季				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
両生類 ほ乳類				■									1回
鳥類	一般鳥類		■								■		2回
	猛禽類	■	■	■									3回
魚類・底生生物				■									1回
昆虫類 水生昆虫類				※魚類・底生生物調査で留意する									-
植物		■		■			■						3回

・調査地点



・調査手法

調査項目	調査手法	土砂搬出先候補地		調査時期・日数	
		2	3	土砂搬出先候補地2	土砂搬出先候補地3
両生類 は虫類 ほ乳類	◇任意調査 調査範囲内でタモ網による採捕、目視、 痕跡等で確認した種名を記録する。	○	○	夏季 1人×0.5日×1 季	夏季 1人×0.5日×1 季
	◇環境DNA調査 調査地点では、ヒダサンショウウオの生 息の可能性があるため、各調査地点で1サ ンプル採水し、環境DNA調査を実施する。	○	○		
鳥類 (一般)	◇定点調査 定点から観察を行い、姿や鳴き声を確認 した種名を記録する。	-	-	初夏、冬季 1人×1.0日×2 季	初夏、冬季 1人×1.0日×2 季
	◇ライン調査 鳥類の鳴き声を多く確認できる早朝から 午前中に、設定したライン上をゆっくり と歩行し、姿や鳴き声を確認した種名を 記録する。	-	-		
	◇任意調査 鳥類の鳴き声を多く確認できる早朝から 午前中も含み、調査範囲内を任意で踏査 し、姿や鳴き声を確認した種名を記録す る。	○	○		
鳥類 (猛禽類)	◇定点調査 定点から観察を行い、必要に応じて適宜移 動して観察する。観察には、8~10倍程度 の双眼鏡及び20~60倍程度の望遠鏡を用 いる。	○		5~7月に毎月1回、定点3点、2日間 3人×2.0日×3回 〔土砂搬出先候補地2と3を含む範 囲を一体で調査〕	
魚類 底生生物	◇任意調査 調査範囲で、タモ網等により採捕した種 や目視で確認した種名と個体数を記録 する。 ※水生昆虫類の生息にも留意する。	○	○	夏季 1人×0.5日×1 季	夏季 1人×0.5日×1 季
昆虫類 (水生)	- ※魚類・底生生物調査で留意する	-	-	-	-
植 物	◇任意調査法 調査範囲内を広く踏査し、目視により確 認した種名を記録する。	○	○	春季、夏季、秋 季 1人×0.5日×3 季	春季、夏季、秋 季 1人×0.5日×3 季

#### 別紙4 水質調査項目

水質調査項目は原水に関する項目とし、以下の①水質基準項目及び②その他項目について測定を行うこととする。

##### ①水質基準項目（39項目）※

一般細菌	亜鉛及びその化合物
大腸菌	アルミニウム及びその化合物
カドミウム及びその化合物	鉄及びその化合物
水銀及びその化合物	銅及びその化合物
セレン及びその化合物	ナトリウム及びその化合物
鉛及びその化合物	マンガン及びその化合物
ヒ素及びその化合物	塩化物イオン
六価クロム化合物	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
亜硝酸態窒素	蒸発残留物
シアン化物イオン及び塩化シアン	陰イオン界面活性剤
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ジェオスミン
フッ素及びその化合物	2-メチルイソボルネオール
ホウ素及びその化合物	非イオン界面活性剤
四塩化炭素	フェノール類
1,4-ジオキサン	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	pH値
ジクロロメタン	臭気
テトラクロロエチレン	色度
トリクロロエチレン	濁度
ベンゼン	

##### ②その他項目（3項目）※

嫌気性芽胞菌
クリプトスポリジウム
ジアルジア

※調査項目は環境省ウェブサイト「水質基準項目と基準値（51項目）」及び厚生労働省ウェブサイト「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に基づく。

（参考URL：[https://www.env.go.jp/water/water\\_supply/ki\\_jun/ki\\_junchi.html](https://www.env.go.jp/water/water_supply/ki_jun/ki_junchi.html)）

（参考URL：[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta6147&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6147&dataType=1&pageNo=1)）

別紙 5 - 1 調査概要

no.	項目名	必須項目	記入方法	記入欄	記入例
1	データソース名	●	事業者名等	1	〇〇調査
2	データ作成日	●	西暦年/月/日 (yyyy/mm/dd)	1900/1/2	2023/3/24
4	データ作成者	●	事業実施主体等	3	〇〇農政局△△土地改良調査管理事務所
5	事業実施年度	●	自由記述 単年度or複数年度	4	R1~R4(同一地区で調査継続の場合は複数年)
6	対象地域	●	農政局単位、広域農業地域、都道府県など	5	〇〇農政局△△地区
7	データソース備考		データソースの特記事項や詳細を記述		(特記事項があれば記載)
8	調査地点数	●	自動集計	0	76
9	野外調査数	●	自動集計	0	322
10	登録生物データ数	●	自動集計	0	1280
11	種名の原典		種名の参考文献		日本産爬虫両生類標準和名リスト(日本爬虫両棲類学会 2012.8.27) 日本産魚類検索全種の同定 第三版(中坊徹次編 2013) 移入種(外来種)リスト(環境省編 2002)
12	データ登録者		登録者または調査受注者等		株式会社〇〇〇〇

